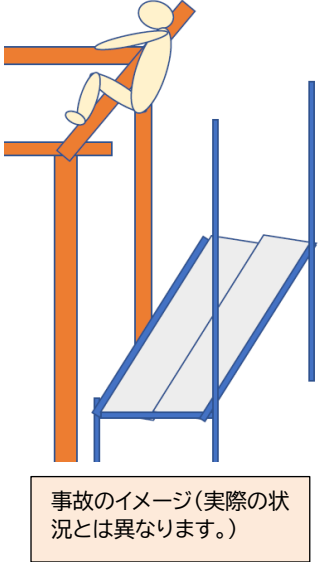


死亡労働災害速報（2021. 5）③

（建災防宮城県支部）

住宅新築工事中に高さ3mの梁から墜落、死亡

発生年月日	令和3年5月29日 午後1時15分頃		
業種	建築（木建）工事業	事業場規模	不明
事故の型	墜落	起因物	建物・仮設物
発生状況	<p>令和3年5月29日、塩釜市内の住宅新築工事現場で、大工の男性（68歳）が、梁の上で作業中、約2m下の金属製の足場に転落、背中を強く打ち、病院に運ばれたが緊急性血気胸にて、死亡した。</p> <p style="text-align: right;">（マスコミ報道等より）</p>		
類似災害防止対策	<p>〔現在、関係機関で調査中のため、一般的な類似災害防止策を列挙します。〕 （本事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建方作業前に足場を設置する（足場先行工法）。梁等の組立や梁上での作業を行う場合は、可能な限り下方に足場を設けるなどして作業床を確保する。 2. 上記方法が困難なときは、作業範囲全体に安全ネットを適切に設置し、安全帯の使用を徹底させる。また安全帯を使用するための親綱等の設備を先行して設置する。 3. 屋根（軒先）手すりは、軒先から90cm以上の高さとし、かつ中棧を設けること。また、軒先と建地の間隔は30cm以下とすること。（軒先と建地との間隔が広い場合は安全ネットを取り付けること。） 4. 足場の組立の際は、建物の形状（バルコニーや出窓など）に合致した組立計画に基づき設置すること。また、工程により変更を要する場合は、元請けと協議し、安全基準に合致したものとすること。 5. 軒高5m以上の木造建築の構造部等の組立は、木造建築物の組立て等作業主任者を選任し、作業方法・順序を決定させ、その指揮下で作業させるとともに、安全帯・保護帽の使用状況を監視させること。 6. 高さ5m以上の足場の組立・解体・変更等は足場の組立等作業主任者を選任し、作業指揮にあたらせる。 7. 足場の組立・解体・変更作業に従事する労働者には、特別教育を受けさせる。 8. 加齢に伴い、一般に、バランス能力、俊敏性、視認性の低下等がみられ、転倒・墜落災害に遭いやすくなる傾向があることから、作業負荷の軽減、災害発生リスクに関する安全教育を実施すること。 <div style="text-align: right;">  </div>		